

日本労働年鑑 第58集 1988年版
The Labour Year Book of Japan 1988

第四部 労働組合と政治・社会運動

I 社会保障闘争

2 生活保護に関する闘争

八七年一月二三日、札幌市で、三九歳の母子家庭の母親が、生活保護の申請を拒否され、三人の子どもをのこして餓死するという事件が起きた。この事件はその後、テレビでも放映され、マスコミが取り上げたことで、生活保護行政の実態が、世間に知られるようになった。

生活保護は、国民の権利として保障されているが、実際は、申請を出す以前に門前払いされ、申請を受理してもらえないこと、申請をしても却下される例や受給を辞退させられるケースがふえていること、とくに最近では、厚生省のみならず会計検査院の“適正化”(引き締め)政策で、監査がきびしくなり、そのため人権侵害にかかわるような行政指導が行われていることが各地で問題になってきた。全生連が一〇月にまとめた『生存権侵害の実態・実例集——どんな小さいことでも犠牲者を出さないために』(第一集)は現状を明らかにし、各方面で反響を呼んだ。

全生連が生活保護についてかかげている以下の要求は、現在の生活保護制度が直面している課題を端的に示している。

- (1) 申請用紙は、窓口に着用紙を備えつけて無条件で受理させる。
- (2) 申請受理や調査段階での不当な就労指導、検診命令、一括同意書などの人権を無視した指導をやめること。
- (3) 不当な扶養義務の強要や調査、拡大解釈をやめること。
- (4) 保護開始時に期限をつけたり、「保護停止」を前提とした「自立更生計画書」や「辞退届」などの強要はただちにやめること。
- (5) 検診命令の乱発はやめ、医療証については、遅れることなくその場で発行すること。
- (6) ただ働き同然を強要する「勤労意欲助長事業」実施計画をやめ、被保護者の能力・体力・条件に応じた真に自立できるよう親切な就労を援助すること。
- (7) 人権侵害の「適正化」などの制限扶助的なやり方をあらため、基本通知等の民主的原則を厳守して、申請権と受給権を完全に保障すること。
- (8) 生活保護基準を引き下げる地域差(級地)の拡大・細分や生命保険解約の強要、土地売却の強要など生活用資産の処分などの改悪はしないこと。
- (9) 生活扶助をはじめ各扶助基準を引き上げ、必要な人が受けられるよう改善すること。ふとんや家具什器・被服費などの一時扶助、また家屋補修・転居費・葬祭費の支給制限はやめること。
- (10) 勤労控除を引き上げ、年末手当の増額と夏期手当を新設すること。暖房費は増額し、東北などに適用を広げること。また、高校入学準備金を新設し、教育扶助は高校にも適用すること。
- (11) 国庫負担率を切り下げ前の八割にもどし、負担率の切り下げは絶対に行わないこと。
- (12) 国民の権利である生活保護制度を正しく住民に広く知らせるための広報活動を充実させて、福祉事務所職員は、相談者にたいして親切・丁寧に対応すること。

札幌の母親餓死事件について、一〇月一九日、京都市南区で国民健康保険の短期保険証の期限が切れ、再公布されないまま、医者にかかるのが手遅れになり死に追い込まれた人、一〇月二七日、東京都荒川区で婦人が生活保護の打ち切りにたいし、抗議の遺書を残して自殺したことが報告されるなど、各地で生存権否定の保護行政が「適正化」の名のもとに推進されていることが明らかにされた。生活保護にたいする要求・たたかいは、健保中連や各地の社保協が展開している国保の未交付保険証を交付させ、減免申請を受理させるたたかいと結合して取り組まれた。

社会保障・社会福祉に関するたたかいは、数年来、「高齢者・低所得者のくらしと福祉・地方自治を守る共同行動連絡会——七共闘組織」、いわゆる「くら福」が中核になって取り組まれてきた。八七年には統一労組懇自治体部会がこれに加わり、地域・職場からこの運動を盛り上げることになり、そのため四〇〇万署名等に取り組むようになった。しかし、八八年予算編成に向けてのたたかいに関しては、それぞれがかかえている課題の緊急性から、各共闘組織の共同行動が前面に出て展開された。

日本労働年鑑 第58集 1988年版

発行 1988年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

****年**月**日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1988年版(第58集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
